

看板を掲出するときは

板倉町内に看板（屋外広告物）を掲出するときは、群馬県屋外広告物条例に従って、原則、許可を受ける必要があります（小規模な自家広告物等、一部を除く）。館林土木事務所へお問い合わせのうえ、許可申請をしてください。

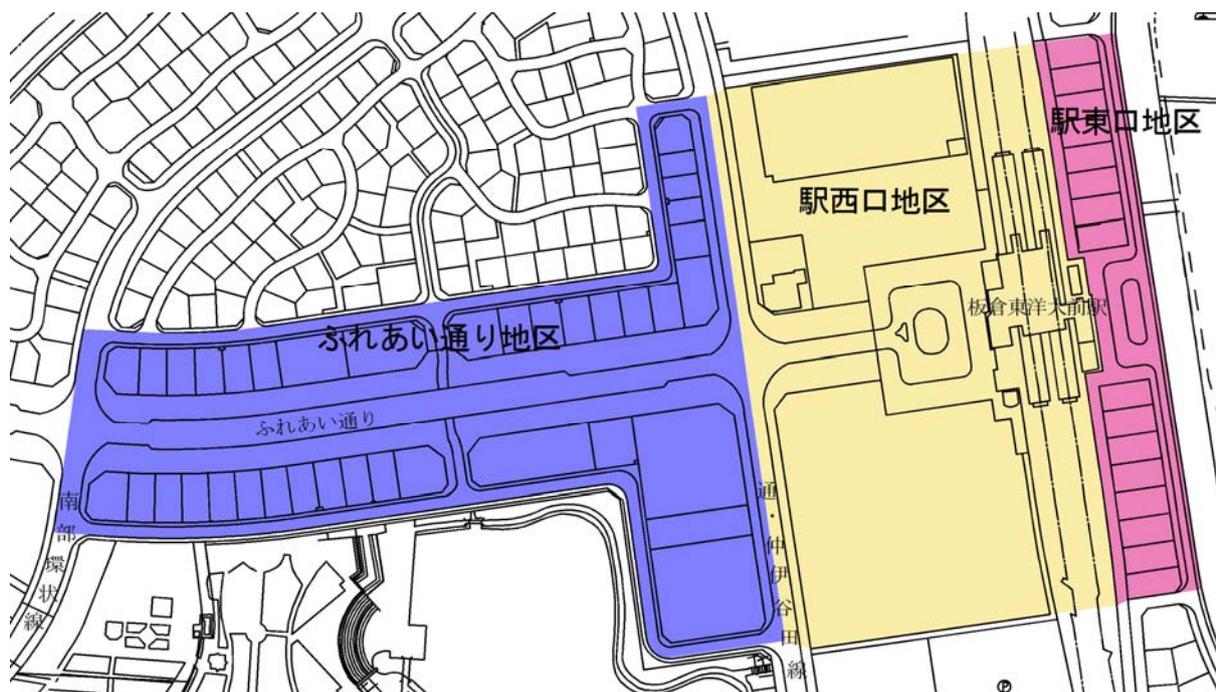
また、板倉ニュータウン内の板倉東洋大前駅周辺（下部地図参照）は群馬県屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。地区内では、上記の許可申請が不要な看板であっても、1㎡以上の看板を掲出するときは、板倉町へ届出をする必要があります。

詳細はホームページをご確認ください。

<http://www.town.itakura.gunma.jp>

景観保全型広告整備地区「板倉ニュータウン広告物整備地区」

問合せ先	所在地・電話番号
群馬県館林土木事務所 施設管理係	〒374-0052 群馬県館林市栄町23-1 0276-72-4355(代)
板倉町都市建設課 計画管理係	〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 0276-82-1111(代)



群馬県館林土木事務所施設管理係
群馬県館林市栄町23-1
0276-72-4355(代)